改正後

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五条　次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

［一～十三　略］

［号を削る。］

2　法第九十四条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項第二号の三、第百二十五条第四号、第百三十一条第二項並びに第百五十二条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条　［略］

［2・3　略］

4　法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

［一～十五　略］

改正前

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五条　［同上］

［一～十三　同上］

十四　法第九十四条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項及び第五項第二号の三、第百二十五条第四号、第百三十一条第二項並びに第百五十二条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項

2　銀行法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一～十五　同上］

十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

［十七～二十六　略］

［5～15　略］

（届出事項）

第八十三条　法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十四　略］

十五　金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社（当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び法第九十一条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合並びに第十七号に該当する場合を除く。）

十六　金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合（第十八号に該当する場合を除く。）

十七　第九十九条に規定する子法人等又は第百九条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十八条の五第三項の規定による認可に伴い労働金庫連合会又はその子

十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

［十七～二十六　同上］

［5～15　同上］

（届出事項）

第八十三条　［同上］

［一～十四　同上］

十五　金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社（当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十六　金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十七　第九十九条に規定する子法人等又は第百九条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合